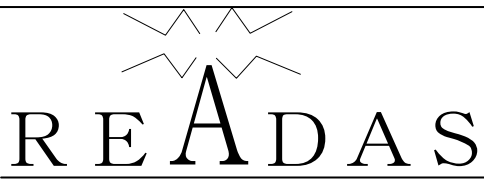


第 5484 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成27年7月から9月の裁決事例が公表

Q：平成27年の7月から9月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成27年7月から9月までの裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が2件、法人税法関係が2件相続税法関係が2件の9件でした。

主なものには、次のようなものがありました。

【国税通則法関係】

収支内訳書に虚偽記載をただけでは、隠ぺい仮装があったとは認められないと判断した事例

【法人税関係】

売上除外をして請求人の役員らの各預金口座に振り込まれた金員は、請求人からの役員給与に該当し、じ後に請求人に対し役員らの返還債務が発生した場合であっても、当該金員につき役員らが現実取得している限り、当該各預金口座に振り込まれた時点で役員らの給与に該当するとした事例

【相続税法関係】

請求人の名義で登録された車両は、請求人の父がその資金の全額を拠出しており、贈与に当たるとして行われた贈与税の決定処分について、請求人に対する贈与の事実はないとして、贈与税の決定処分の全部を取り消した事例

